

滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和4年4月3日執行の清瀬市長選挙及び清瀬市議会議員補欠選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 令和4年 月 日

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③清瀬市の住所
- ④投票用紙の送付先
- ⑤日中連絡がとれる電話番号
- ⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市ホームページからもダウンロード可)。

【手続きの手順】

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を清瀬市選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
※マイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダーをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。
郵送先 〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

- ②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

- ③投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票
この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。

有権者の皆さまへ～感染症対策～

- 持参した筆記用具で投票用紙に記入することができます(鉛筆を推奨)
- 投票所では感染予防(消毒・換気等)の対策をします

投票所にお越しになる皆さまは、マスクの着用・帰宅後の手洗いなどの感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。

選挙に伴う公共施設の臨時休館のお知らせ

投票所となることに伴い、次の公共施設を臨時休館いたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

施設名	4月2日(土)	4月3日(日)
下宿・竹丘・中里地域市民センター	休	休
野塩地域市民センター	休	休
松山地域市民センター	休	休
下宿・野塩・竹丘図書館	休	休
下宿・野塩児童館	休	休

指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。
※投票期間は、告示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。
※この制度の利用を希望される方は、事前に選挙管理委員会に申請が必要です。

障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証
	1級	2級	3級	
両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	要介護5
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	-	○	
免疫・肝臓の障害	○	○	○	

■代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。

お体の不自由な方へ

■代理投票■

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

■点字投票■

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。秘書広報課へご連絡ください。

☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808

■特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も一定の要件を満たす場合、郵便等で投票ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所2階南、けやき通り側) ☎042-492-5111(代表)

市役所有料時間貸駐車場のオープンについて

市役所来庁者駐車場は、駐車場使用の適正化及び受益者負担の適正化を図る目的から、4月1日(金)より有料化を開始します。詳しくは下記をご覧ください。☎総務課総務統計係 ☎042-497-1819

駐車場料金

営業時間	24時間・年中無休	
利用料金	60分 200円 入庫後24時間以内 最大500円 ※最大料金は繰り返し適用となります。	
無料措置対象者	1時間無料	市役所及び健康センター窓口利用者など ※手続きなどで1時間以上かかった場合は所要時間まで無料。
	利用時間無料	障がいのある方など ※身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など確認できるものを窓口でご提示ください。 市が実施する事業や会議の参加者(市主催・共催事業における運営者、講習会講師、委員会委員、会議参加者など) 市との契約に基づく搬入出作業事業者
無料処理について	開庁時	ご利用の窓口に駐車券をご提示ください
	夜間・休日など	市役所北側守衛室に駐車券をご提示ください

利用方法

①駐車場入場口で駐車券をお取りいただくとパーが上がりします。



②市役所及び健康センターに用件がある方は、用件が終わりましたら各窓口へ駐車券をご提示ください。無料処理します。



③駐車場退場口で駐車券を精算機に挿入し、表示された金額をお支払いください。※無料の場合は駐車券を入れるとパーが開きます。



案内図

